

新旧対照表

○神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

新	旧
<p>第1条 (略) (事務の委任)</p> <p>第2条 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務(藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては、<u>第4号</u>に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者からの届出に係る事務及び<u>第6号</u>に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係る事務を除く。))を除く。))は、保健福祉事務所長(藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務にあつては、神奈川県動物愛護センター(第14条において「動物愛護センター」という。)の長(以下「動物愛護センター所長」という。))に委任する。</p> <p><u>(1) 条例第8条の2第1項の規定により多頭飼養の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(2) 条例第8条の2第2項の規定により多頭飼養の変更の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(3) 条例第8条の2第3項の規定により多頭飼養の廃止等の届出を受理すること。</u></p> <p><u>(4) (略)</u></p> <p><u>(5) 条例第18条第5項の規定により届出を行うべきことを勧告すること。</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例に基づく次に掲げる事務(横須賀市の区域内にあつては第4号から第19号までに掲げる事務を除き、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては第6号に掲げる事務、第7号に掲げる事務(法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物に係るものを除く。))、第8号に掲げる事務(法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等及び動物の死体に係るものを除く。))、第12号及び第13号に掲げる事務、第14号に掲げる事務(第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。))、第15号から</p>	<p>第1条 (略) (事務の委任)</p> <p>第2条 神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例(以下「条例」という。)に基づく次に掲げる事務(横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務(藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては、<u>第1号</u>に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者からの届出に係る事務及び<u>第2号</u>に掲げる事務のうち、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係る事務を除く。))を除く。))は、保健福祉事務所長(藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内における事務にあつては、神奈川県動物愛護センター(第14条において「動物愛護センター」という。)の長(以下「動物愛護センター所長」という。))に委任する。</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) (略)</u></p> <p><u>(2) (略)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 条例に基づく次に掲げる事務(横須賀市の区域内にあつては第4号から第19号までに掲げる事務を除き、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内にあつては第6号に掲げる事務、第7号に掲げる事務(法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等並びに条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物に係るものを除く。))、第8号に掲げる事務(法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等及び動物の死体に係るものを除く。))、第12号及び第13号に掲げる事務、第14号に掲げる事務(第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。))、第15号から</p>

新	旧
<p>第17号までに掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものに限る。）並びに第18号及び第19号に掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。）に限り、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域以外の区域内にあつては第8号に掲げる事務（法第36条第2項の規定により収容した動物の死体に係るものに限る。）を除く。）は、動物愛護センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 条例第18条第6項の規定により同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(多頭飼養届出書)</u></p>	<p>第17号までに掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者に係るものに限る。）並びに第18号及び第19号に掲げる事務（第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者並びに特定動物に係るものに限る。）に限り、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域以外の区域内にあつては第8号に掲げる事務（法第36条第2項の規定により収容した動物の死体に係るものに限る。）を除く。）は、動物愛護センター所長に委任する。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> <p>(18) 条例第18条第5項の規定により同条第1項から第4項までの規定による勧告を受けた者に対してその勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。</p> <p>(19) (略)</p> <p>第3条 (略)</p>
<p>第3条の2 <u>条例第8条の2第1項の規定による届出は、多頭飼養届出書（第2号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>(多頭飼養変更届出書)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条の3 <u>条例第8条の2第2項の規定による届出は、多頭飼養変更届出書（第3号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>(変更の届出を要しない軽微な変更)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条の4 <u>条例第8条の2第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>犬及び猫（生後91日未満の犬及び猫を除く。以下この条において同じ。）の合計数の減少</u></p> <p>(2) <u>犬及び猫の合計数の30パーセント未満の増加</u></p> <p>(3) <u>避妊又は去勢手術の措置の実施</u></p> <p><u>(多頭飼養廃止等届出書)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条の5 <u>条例第8条の2第3項の規定による届出は、多頭飼養廃止等届出書（第4号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>(多頭飼養の届出の適用除外)</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>第3条の6 <u>条例第8条の2第4項第3号に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の許可を受けた施設において犬を飼養し、又は保管する場合</u></p> <p>(2) <u>畜産農業用、試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するために犬</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p>又は猫を飼養し、又は保管する場合</p> <p>(3) <u>省令第10条の5第3項各号に掲げる場合</u></p> <p>(4) <u>診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</u></p> <p>第4条～第8条（略） （特定動物の飼養又は保管の許可の申請）</p> <p>第9条 省令第15条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>なみへび科（蛇毒を有するものに限る。次条第1号において同じ。）、コブラ科、くさりへび科又はどくとかげ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合であつて、当該特定動物の毒に効力を有する血清を保管するときは、当該血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類</u></p> <p>(4)～(6)（略） （特定動物の飼養又は保管の変更の許可）</p> <p>第10条 省令第18条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>なみへび科、コブラ科、くさりへび科又はどくとかげ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合であつて、当該特定動物の毒に効力を有する血清を保管するときに、当該血清の名称、製造者及び保管場所を変更する場合にあつては、前条第3号に掲げる書類</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>特定動物の譲渡を受けて飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>第11条（略） （動物の引取申出書）</p> <p>第12条 法第35条第1項本文及び条例第10条第1項の規定による犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、動物引取申出書（<u>第5号様式</u>）により行うものとする。</p> <p>2 法第35条第3項及び条例第10条第3項の規定による所有者の判明しない犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、所有者不明動物引取申出</p>	<p>又は猫を飼養し、又は保管する場合</p> <p>(3) <u>省令第10条の5第3項各号に掲げる場合</u></p> <p>(4) <u>診療施設（獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために犬又は猫を飼養し、又は保管する場合</u></p> <p>第4条～第8条（略） （特定動物の飼養又は保管の許可の申請）</p> <p>第9条 省令第15条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>ナミヘビ科（蛇毒を有するものに限る。次条第1号において同じ。）、コブラ科、クサリヘビ科又はドクトカゲ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合にあつては、当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を記載した書類</u></p> <p>(4)～(6)（略） （特定動物の飼養又は保管の変更の許可）</p> <p>第10条 省令第18条第3項に規定する知事が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1) <u>ナミヘビ科、コブラ科、クサリヘビ科又はドクトカゲ科に属する特定動物を飼養し、又は保管する場合で、当該特定動物の毒に効力を有する血清の名称、製造者及び保管場所を変更する場合にあつては、前条第3号に掲げる書類</u></p> <p>(2)（略）</p> <p>(3) <u>飼養又は保管を行う特定動物の数を変更する場合にあつては、その特定動物の入手先の住所及び氏名を記載した書類</u></p> <p>(4)（略）</p> <p>第11条（略） （動物の引取申出書）</p> <p>第12条 法第35条第1項本文及び条例第10条第1項の規定による犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、動物引取申出書（<u>第2号様式</u>）により行うものとする。</p> <p>2 法第35条第3項及び条例第10条第3項の規定による所有者の判明しない犬、猫及び前条に規定する動物の引取りの申出は、所有者不明動物引取申出</p>

新	旧
<p>書 <u>(第6号様式)</u> により行うものとする。 (野犬等を捕獲するときの身分証明書)</p> <p>第13条 条例第12条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 <u>(第7号様式)</u> とする。</p> <p>第14条 (略) (収容した動物の返還申請)</p> <p>第15条 法第35条第3項若しくは法第36条第2項、条例第10条第3項、条例第12条第1項又は条例第16条第2項の規定により引き取り、収容し、又は捕獲した動物の返還を受けようとする者は、動物返還申請書 <u>(第8号様式)</u> を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項の規定により収容した飼い犬及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等、条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物並びに条例第12条第1項の規定により収容した飼い犬にあつては、知事)に提出しなければならない。 (掃討の方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 薬物入りの餌を置く場合には、餌ごとに、それが薬物入りの餌である旨を <u>第9号様式</u>により表示しておくものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第17条 (略) (動物の譲渡の申請)</p> <p>第18条 条例第15条第1項の規定により譲渡対象動物の譲渡を受けようとする者は、動物譲渡申請書 <u>(第10号様式)</u> を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項の規定により収容した野犬等及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等にあつては、知事)に提出しなければならない。 (事故届)</p> <p>第19条 条例第17条の規定による届出は、飼い犬にあつては飼い犬事故届出書 <u>(第11号様式)</u> により、特定動物にあつては特定動物事故届出書 <u>(第12号様式)</u> により行うものとする。</p>	<p>書 <u>(第3号様式)</u> により行うものとする。 (野犬等を捕獲するときの身分証明書)</p> <p>第13条 条例第12条第4項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書 <u>(第4号様式)</u> とする。</p> <p>第14条 (略) (収容した動物の返還申請)</p> <p>第15条 法第35条第3項若しくは法第36条第2項、条例第10条第3項、条例第12条第1項又は条例第16条第2項の規定により引き取り、収容し、又は捕獲した動物の返還を受けようとする者は、動物返還申請書 <u>(第5号様式)</u> を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項の規定により収容した飼い犬及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第35条第3項の規定により引き取った犬及び猫、法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等、条例第10条第3項の規定により引き取った第11条に規定する動物並びに条例第12条第1項の規定により収容した飼い犬にあつては、知事)に提出しなければならない。 (掃討の方法)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 薬物入りの餌を置く場合には、餌ごとに、それが薬物入りの餌である旨を <u>第6号様式</u>により表示しておくものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第17条 (略) (動物の譲渡の申請)</p> <p>第18条 条例第15条第1項の規定により譲渡対象動物の譲渡を受けようとする者は、動物譲渡申請書 <u>(第7号様式)</u> を動物愛護センター所長(横須賀市の区域内において条例第12条第1項の規定により収容した野犬等及び条例第16条第2項の規定により捕獲した特定動物等並びに藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の区域内において法第36条第2項の規定により収容した負傷動物等にあつては、知事)に提出しなければならない。 (事故届)</p> <p>第19条 条例第17条の規定による届出は、飼い犬にあつては飼い犬事故届出書 <u>(第8号様式)</u> により、特定動物にあつては特定動物事故届出書 <u>(第9号様式)</u> により行うものとする。</p>

新	旧
<p>第20条・第21条 (略)  (動物愛護監視員証)</p> <p>第22条 条例第20条第4項に規定する身分を示す証明書は、動物愛護監視員証  <u>(第13号様式)</u>とする。</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第1号様式 (略)</p> <p>第2号様式～第4号様式 別紙</p> <p>第5号様式～第13号様式 (略)</p>	<p>第20条・第21条 (略)  (動物愛護監視員証)</p> <p>第22条 条例第20条第4項に規定する身分を示す証明書は、動物愛護監視員証  <u>(第10号様式)</u>とする。</p> <p>第23条 (略)</p> <p>第1号様式 略  (新規)</p> <p>第2号様式～第10号様式 (略)</p>

第2号様式（第3条の2関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

多頭飼養届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
(神奈川県 保健福祉事務所長)

届出者 郵便番号

住所 (法人にあつては、名称及び代  
氏名 表者の氏名)

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第1項の規定により、次のとおり届出ます。

施設の所在地			
犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無	犬	頭	雄 頭 (うち去勢手術済 頭) 雌 頭 (うち避妊手術済 頭)
	猫	頭	雄 頭 (うち去勢手術済 頭) 雌 頭 (うち避妊手術済 頭)
	合計	頭	
飼養又は保管の方法			

多頭飼養変更届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
 （神奈川県 保健福祉事務所長）

届出者 郵便番号

住所 〔法人にあつては、名称及び代  
 氏名 表者の氏名〕

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 変更年月日
- 3 変更の内容

住 所	変更前				
	変更後				
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	変更前				
	変更後				
施設の所在地	変更前				
	変更後				
犬又は猫の数、性別及び避妊又は去勢手術の措置の有無	変更前	犬	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	雌 頭（うち避妊手術済 頭）
		猫	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	雌 頭（うち避妊手術済 頭）
		合計	頭		
	変更後	犬	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	雌 頭（うち避妊手術済 頭）
		猫	頭	雄 頭（うち去勢手術済 頭）	雌 頭（うち避妊手術済 頭）
		合計	頭		
飼養又は保管の方法	変更前				
	変更後				

第4号様式（第3条の5関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

多頭飼養廃止等届出書

年 月 日

神奈川県知事 殿  
（神奈川県 保健福祉事務所長）

届出者 郵便番号

住所 〔法人にあつては、名称及び代  
氏名 表者の氏名〕

電話

神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例第8条の2第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 施設の所在地
- 2 廃止等年月日
- 3 廃止等の理由